

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率化と適法性を確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題であると考えております。

当社はこの課題を実現するために株主をはじめとする利害関係者への適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を行って参ります。

また、以下の事項を中心にコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んで参ります。

- 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- 取締役会がその役割及び責務を適切に果たすように努める。
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するようグループ企業の健全な育成に努める。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、東証グロース市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山根 洋一	9,705,700	88.63
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	116,700	1.06
滝本 拓馬	98,400	0.89
日本証券金融株式会社	91,700	0.83
横田 重夫	81,800	0.74
山内 一志	31,400	0.28
山根 健	30,000	0.27
山根 隼	30,000	0.27
山根 かほる	30,000	0.27
山根 ひかる	30,000	0.27

支配株主(親会社を除く)の有無 山根 洋一

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性



**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 裕二			(現職) 公認会計士山本裕二事務所代表 公認会計士  当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	山本裕二氏(以下「同氏」という。)が公認会計士として永年にわたり幅広い経験を有している上に、現に複数の企業で社外取締役、社外監査役を歴任し企業経営について深い知見を有することから、監査等委員である社外取締役として、適切な監査・監督をしていただけるものと判断し、選任致しました。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める独立性の基準に鑑み、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当せず、独立性を有しています。
安武 洋一郎			(現職) 安武国際法律事務所代表 弁護士  当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	安武洋一郎氏(以下「同氏」という。)が過去に直接会社経営に関与した経緯はありませんが、行政と司法の両分野における幅広い経験と知見に立脚した大局的見地から、監査等委員である社外取締役として、当社の経営に対する監査・監督機能を強化していただけるものと判断し、選任いたしました。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所が定める独立性の基準に鑑み、一般株主との利益相反が生じるおそれがある事項に該当せず、独立性を有しています。

**【監査等委員会】**

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員である取締役は、取締役会とは別途に監査等委員会を定期的開催するとともに、社内の重要会議に出席し、さらに必要に応じて子会社の現業拠点の往査も含めた各部門における内部統制の整備・運用状況等の監視・検証を通じて、執行取締役の職務執行の遵法性、妥当性及び公正性を監査・監督いたします。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会を構成する監査等委員である各取締役は、グループ各社の各部署の業務執行状況についての監査に当たっては、常に内部監査室との連携を密にして内部監査室の監査結果を活用するとともに、会計監査人との定期的会合等を通じて緊密な連携を保ち、会計監査人の監査の結果を活用して厳正な監査を実施いたします。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社における独立役員としての社外取締役の適格性は、法令上の社外取締役としての要件を満たすとともに、次の各号のいずれにも該当しないことを一応の目途としております。

1. 当社及び当社グループ各社を主要な取引先とする者、もしくは主要な取引先が法人の場合その業務執行者
2. 当社から役員報酬以外の多額の報酬または寄付等の金銭その他の財産を得ている専門家、もしくは当該事務所に所属する者
3. 当社の主要株主、もしくは主要株主が法人の場合その業務執行者
4. 上記1.から3.及び当社の執行取締役及び使用人の近親者

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

業績の状況を見て今後検討する予定。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に記載の開示で十分と考えております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、以下のとおり決定しております。

- (1) 監査等委員以外の取締役については、代表取締役及びその他の取締役それぞれの職責に相当する年俸額の決定を、代表取締役に一任することを取締役会で決議しております。
- (2) 監査等委員の取締役については、監査等委員会が監査等委員全員の合意のもとに決定します。

### 【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員及び内部監査室並びに会計監査人との緊密な連携によって、社外取締役(監査等委員)の業務をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社において、本報告書冒頭のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を実行する企業統治の体制は以下のとおりであります。

### (1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは、わが国の社会福祉体制の基本的設計図としての国の重要施策である「地域包括ケアシステム」の構築というフロンティアにおいて、医療・介護・予防・住宅・生活支援サービスを一貫して供給できる先進的なケアモデルの推進を志向しつつ、コア事業である「総合ケアセンター」を福祉拠点として、顧客に高品質のサービスをご提供し、高齢者のための社会インフラの機能を果たしてまいります。同時に、法令遵守と堅固な内部統制・透明な企業統治のもと、良き企業市民としての行動に徹し、これらを通じて、「豊かな超高齢社会の創造」に貢献する社会的責任を遂行いたします。

この基本方針を実践しつつ、事業の健全な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速な意思決定を実現するとともに、株主をはじめ全てのステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にするうえで不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

その一環として、当社は、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営監督機能を強化すると同時に、意思決定の迅速化を図るうえで、当社にとってふさわしい機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。今後も、監査等委員会設置会社という組織体制のもと、取締役会の監査・監督機能の向上と意思決定プロセスの透明性・迅速性の強化を通じて、コーポレート・ガバナンス実効性を一層強めております。

以上の基本的な考え方のもとに、次の3点の確保に徹した企業統治を推進しております。

会社法に規定される株式会社の統治機関制度を基本としつつ、法令遵守の徹底及び全社的な内部統制の体制強化に注力いたします。

金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性に係る内部統制の運用に万全を期しております。

経営の透明性と効率性を高め、厳正にして適正な情報開示を行います。

### (2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

上記の基本的な考え方を踏まえた当社の企業統治の体制として、主な機関決定主体、業務執行機関及び会議は、次のとおりです。

#### 取締役会

取締役会は、株主からの委託を受け、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定機関であるとともに、全社的な内部統制の運用を監視しつつ、各業務領域における業務に関する執行責任を負う業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監督し、適宜、これに助言、忠告すること並びに業務成果に応じて業務執行者に対して人事権を行使することにより、当社の業績を高める責任を負っております。

取締役会は、2020年6月30日現在、社外取締役2名を含む5名であり、毎月1回のほか決算数値確定の時に定時に開催いたします。さらに、緊急の場合には必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決を行います。また、職務権限規程において決裁権限を明確化し、取締役会規程において規定された決議事項と整合させつつ、重要な意思決定は取締役会に付議いたします。

当社は、監査等委員会設置会社の体制のもと、経営判断の迅速化と事業展開の機動性を高めるため、取締役会から業務執行取締役への委任範囲を広げ、取締役会の審議事項は極力会社法第399条の13第6項の規定に基づく議案に限定し、取締役会決議事項及び報告事項の詳細を取締役会規程に明記しております。

・構成員の氏名: 山根洋一(代表取締役社長)、矢島達之介(取締役)、波江野弘(取締役常勤監査等委員)、山本裕二、安武洋一郎(取締役監査等委員;社外取締役)

#### 監査等委員会

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立性の高い客観的な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督し、法令遵守及び内部統制の状況を厳正に点検することを通じて、経営・事業の健全な進展を確保する責任を担います。

また、監査等委員会は、会計監査人の選定に当たってその候補者を適切に評価する役割を担い、かつ会計監査人及び内部監査部門等と連携して監査を行います。

監査等委員会は、2020年6月30日現在、社外取締役である監査等委員2名を含む監査等委員3名で構成し、委員長は常勤の監査等委員が務め、毎月1回及び必要に応じ随時開催いたします。

・構成員の氏名: 波江野弘(取締役常勤監査等委員)、山本裕二、安武洋一郎(取締役監査等委員;社外取締役)

#### 経営方針・戦略の策定、意思決定とその執行の体制

当社では、的確かつ合理的な経営判断に立脚した戦略策定と、透明にして効果的な意思決定を行い、その決定が執行の段階で所期の成

果をあげるためのプロセスとして、次の体制による運営を行っております。

- (a) 経営会議
  - (イ) 構成 議長:社長 メンバー:役員取締役及び役員執行役員並びに議長が指名する社員
  - (ロ) 目的 経営基本方針の策定及びその執行方針の決定、重要戦略及び重要運営事項の承認並びに承認、事項の目標管理、重要人事の決定、取締役会付議事項の承認
  - (ハ) 取締役会との関係:策定戦略のうち取締役会の要決議事項は取締役会に付議して最終意思決定
- (b) 部門マネジメント会議
  - (イ) 構成 議長:部門担当役員 メンバー:社長、部長、担当部長
  - (ロ) 目的 経営会議の決定を受けた部門ごとの具体的、個別的な戦略と施策の策定、目標と期限の設定及び施策の目標管理

#### 重要事項に関する委員会

当社では、事業活動を行ううえで特に重要な事項について、その活動状況と成果を監督する全社横断的な上部組織として、次の委員会・部会を設置しております。

- (a) 内部統制委員会  
内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、会社の内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制の整備・運用状況の一般的な把握と評価を行う内部統制委員会を設置しております。
- (b) リスクマネジメント委員会  
リスク管理の全社的・体系的な基本政策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として、リスクマネジメント委員会を設置しております。
- (c) 教育委員会  
企業発展の原動力である有能な人材の確保と教育育成を体系的に行う上部組織として、教育委員会を設置しております。
- (d) CSR委員会  
当社のCSR活動の基本方針の策定、CSR活動に関する重要な意思決定、CSR活動の進捗状況の管理と指導を行う組織として、CSR委員会を設置しております。

#### 監査の状況

- (a) 監査等委員会  
監査等委員は、取締役会構成員であるとともに、社内の重要会議への出席、子会社の事業拠点への往査を含め、各部門における内部統制、業務の適正性を監査、監督いたします。
- (b) 内部監査室  
他の各部門から独立した社長直轄の内部監査室は、全社の内部統制の整備・運用状況及び業務の執行状況を、全社方針の各部門への徹底及びコンプライアンスとリスクマネジメントに重点を置いて監査する責任を負っております。
- (c) 会計監査人  
会計監査人は、当社の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性に係る内部統制の適正性に関する監査責任を負っております。会計監査人の選任については、監査等委員会が監査法人または公認会計士の候補を評価して株主総会に付議する選任議案を取締役に提案いたします。
- (d) 監査等委員会、内部監査室、会計監査人の相互連携

上記3機関は、常に連携を密に保ち、情報を共有しつつ、全社のコーポレート・ガバナンス体制及び運用状況の適正性を監査いたします。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化・意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社に移行し、そのもとで上記(2)の体制を構築しており、当該体制により当社の企業統治は有効に機能していると認識しております。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社はより多くの株主の方にご出席いただけるよう、定時株主総会は、極力集中日を避けて開催する方針です。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR資料を掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主様、お客様、国家・地域社会、従業員との共存共栄を重視し、企業価値向上の果実を各ステークホルダーに適正に還元することを通じて、永続的な相互発展を図りつつ、良き企業市民に徹するという行動規範を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSRへの取り組み」の一環として、当社の主要グループ会社のコア事業の一つである通所介護サービスの重要な部分としての朝夕の送迎において、「エコ運転」及び「安定したアクセル操作」を行うことが、当社にとって環境保全への最大の貢献という位置づけ、その重要性を日々社員に教育しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス・マニュアル」において、「地域社会・株主・投資家に対して、企業情報の適宜・適切な開示努めなければなりません。」と明記するとともに、東京証券取引所の定める適時開示のガイドラインに則り、適正な情報開示に万全を期しております。 一方、インサイダー情報及び個人情報保護に関しては、それぞれ社内規程に基づき厳正に管理する体制を整えております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、会社法の規定に基づき、取締役会の決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、その方針のもとに業務の適正を確保する体制強化を進めてまいりました。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に定められた決議事項及び報告事項の基準に則り、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定を行う。

取締役会が取締役の職務執行の適法性を監視するため、業務執行取締役は「取締役会規程」に則り、業務執行状況を取締役会に報告する。

取締役の業務執行状況は、「監査等委員会規程」に則り、監査等委員の監査を受ける。

取締役を含む役員がとるべき行動を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を遵守する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとして重要な意思決定に係る会議の議事録、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した稟議書及びその他の文書を、法令及び社内の「文書管理保存規程」に則り管理・保存する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基本方針及び対応策を示した「リスク管理規程」を制定している。

社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及び内部統制委員会を組成し、リスク管理の全社的・体系的な基本施策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として機能している。

本社の各部室長は、それぞれの部門において全職員への「リスク管理規程」の徹底と情報の共有化を図るとともに、その実施状況を監督し、定期的な点検と見直しを実施する。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合、または発現の恐れが予想される場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組成して対応する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の透明性及び効率性を高めるため、経営の意思決定と業務執行に関する責任と権限の明確化を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役会は、各業務領域における業務執行の最高機関としての業務執行取締役及び執行役員業務執行状況を監督する。

取締役会は、定時の開催のほか、必要に応じ臨時取締役会を招集し、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

代表取締役社長、執行取締役及び執行役員並びに社長が指名する社員は、毎月及び臨時の経営会議において、経営基本方針の策定及びその執行方針の策定及びその執行方針の決定、重要戦略及び重要運営事項の承認並びに目標管理、重要人事の決定、取締役会付議事項の決定を行う。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会のもとにコンプライアンス統括部を設置し、役職員の行動指針を定めるとともに、定期的にコンプライアンス遵守の状況を管理・指導する。

「コンプライアンス・マニュアル」を制定して子会社を含む役員職員の全員に配布し、当社グループの全組織を通じての法令及び社内規定・規則の遵守を徹底する。

「コンプライアンス・マニュアル」に示された行動基準の各項目について、子会社を含む全役員職員が6ヶ月ごとの一定日にその遵守状況をチェックリストに記入してコンプライアンス責任の点検を受けることを義務づけ、その徹底を期する。

内部監査室は、リスク管理とともにコンプライアンスを重視した内部監査を行う。

コンプライアンス経営の強化のため、法令及び社内規定・規則違反の通報又は相談を受け付ける窓口を、社内及び社外に設置するとともに、通報者を不利益な取扱いから保護し、かつ迅速・的確な是正措置を講じるための「内部通報規程」を制定している。

当社グループの主要事業である通所介護をはじめとする居宅介護事業所の開設・運営に係る介護保険法及び関連諸法令に定められた諸基準の完全な充足、並びに全事業活動に係る諸法令遵守と適正な業務プロセスの維持を万全なものとするため、行政対応部署の機能充実を図っている。

#### (6) 当社並びに子会社からなる企業集団における業の適正性を確保するための体制

子会社等に、当社の「コンプライアンス・マニュアル」を遵守するとともに、当社の「リスク管理規程」をはじめ諸社内規定に準拠した業務の適正を確保する体制の整備・強化を義務づけている。

これに基づき、各子会社等における職務執行状況を定期的に報告する体制を構築している。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員及び監査等委員会に報告するための体制  
監査等委員は取締役会構成員であるとともに、社内の重要会議に出席し、経営の意思決定、経営計画の決定に至る経過及び業務執行の状況を熟知できる体制にある。  
監査等委員及び監査等委員会は、「監査等委員会規程」に則り、執行取締役及び使用人との意思疎通を図り、随時業務内容について報告を求め得る体制にある。  
内部通報制度により、法令違反または不正行為が確認され是正措置を講じた場合、同制度の責任者は当該是正措置について常勤監査等委員に報告するものとする。
- (8) その他監査等委員及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携を保ち、内部監査室の監査の結果を活用し、必要ある場合は特定の事項について調査を依頼することができる。  
監査等委員及び監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の監査の結果を活用し、必要ある場合は特定の事項について調査を依頼することができる。
- (9) その他内部統制の整備・強化を図るための体制  
内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、会社の内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制の整備・運用状況の全般的な把握と評価を行う機関として、「内部統制委員会」を設置している。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の決議に基づき、以下のとおり反社会的勢力との関係遮断の基本方針を明確にしております。

- (1) 反社会的勢力との一切の関係遮断  
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を加える暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会勢力との県警を一切遮断し、常に毅然として態度で決して妥協することなく、断固としてこれを排除する方針を徹底しております。
- (2) 反社会的勢力を排除するための社内体制  
反社会的勢力排除の統括担当部署は総務部とし、総務部長を不当要求防止責任者に指名しております。  
反社会的勢力に関する情報は、帝国データバンクと調査契約を締結し、全取引先について該当又は関係の有無を点検しております。  
「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、「中央地区特防協第2地区第3部会」に入会しております。また本社は地域管轄の中央警察、ケアセンター各拠点は地元の警察署との日常からの緊密な連帯関係を維持し、万一、反社会的勢力からの接触があった場合、早期に警察に相談し、さらに顧問弁護士の助言も得て適切な処置を講じる体制をとっております。  
これを通じて、反社会的勢力からの脅迫、不当要求を断固拒絶する仕組みを全社に徹底しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

- (1) 適時開示の基本方針  
当社は、関係諸法令、証券取引所諸規則及び社内諸規定等に則り、株主・投資家の各位適時かつ正確・迅速にして公正な情報を開示するとともに、開示義務のない情報についても、当社が総合的な検討のうえ投資判断に影響を与えると判断する重要性の高い会社情報は、自主的な開示に努める所存であります。  
当社は、「内部情報及び内部者取引管理規程」を制定し、会社情報を適時適切に開示するとともに、内部情報を一元管理する体制を構築しております。
- (2) 適時開示の社内体制  
決定事実に関する情報  
当社の基本的な経営方針は、取締役会及び経営会議において意思決定しております。決定された重要事項は、情報開示の担当部署である総務部において適時開示への該当の有無を検討し、該当する場合は直ちに開示資料を作成し、取締役会の承認を得た後、速やかな開示を行います。  
発生事実に関する情報  
経営上重要と考えられる事実が発生した場合、当該主管部署において事実を確認した後、情報管理を所管する総務部長を経て、総務部担当役員に報告されます。同担当役員は、それが重要な発生事実であると認識した場合は、直ちに代表取締役に報告したうえ、適時開示への該当の有無を検討・確認し、該当する場合は臨時経営会議棟の承認を得て、速やかに開示を行います。  
決算に関する情報



経理財務部が作成した決算開示情報は、会計監査人及び監査等委員会の監査を受け、取締役会において承認後、直ちに開示を行います。また、業績予想の修正等の必要が生じた場合も、同様の手続きを経て大衆に開示を行います。

